

死亡届に係る手続きについて

このたびは御愁傷様です。心からお悔やみ申し上げます。

さて、亡くなられた方が下記の事項に該当される場合、御家族の方は関係課にてお手続きがございます。葬儀が終わった後、落ち着いてからで構いません。吉田町役場の町民課窓口までお越しください。

国民年金加入者・受給者、福祉年金受給者

持ち物：国民年金証書又は国民年金手帳、印鑑、

未支給年金請求者の通帳等口座がわかるもの及びマイナンバーがわかるもの

(通知カード、マイナンバーカード等)

※加入されている年金の種類によって、役場で手続きできない場合があります。

国民健康保険加入者

持ち物：国民健康保険証及び高齢受給者証、限度額認定証、印鑑、死亡診断書のコピー

喪主がわかる書類（葬儀一式の領収書・会葬礼状など）、喪主の通帳等口座がわかるもの

※（世帯主が変更となる場合）世帯全員分の保険証、受給者証等

後期高齢者医療保険加入者

持ち物：後期高齢者医療被保険者証、限度額認定証、印鑑、

喪主がわかる書類（葬儀一式の領収書・会葬礼状など）

喪主及び相続人の通帳等口座の分かるもの

町民課 国保部門 33-2103

印鑑登録をしていた方

持ち物：印鑑登録証（よしだ町民カード）

マイナンバー関連のカードをお持ちの方

持ち物：通知カード、マイナンバーカード、住民基本台帳カード

町民課 住民窓口部門 33-2101

障害者手帳（身体、療育、精神）、重度障害者（児）医療費受給者証、

福祉サービス受給者証をお持ちの方

持ち物：障害者手帳（身体、療育、精神）、重度障害者（児）医療費受給者証、

（対象者と同世帯の方の銀行通帳）、福祉サービス受給者証、印鑑

福祉課 社会福祉部門 33-2104

介護保険証をお持ちの方

持ち物：介護保険証

福祉課 介護保険部門 33-2106

課税がある方（町県民税、固定資産税、軽自動車税）

吉田町に土地、家屋、償却資産を所有している方

持ち物：印鑑

税務課 住民税部門・資産税部門 33-2108

※ 不動産の所有者が亡くなられたときは、法務局に相続登記の申請が必要です。

静岡地方法務局 藤枝支局 054-641-1158